

高等学校等就学支援金のお知らせ

平成27年7月～平成28年6月分の就学支援金について、下記の書類を、皆さん、ご提出ください。

【ご確認ください】

平成27年4月～6月分の就学支援金の
受給資格が認定された通知が同封されている方も、
受給資格が認定されなかった通知が同封されている方も、
申請していないため通知が同封されていない方も、
皆さん、平成27年度の市町村民税所得割の額をご確認ください。

【平成27年度の市町村民税所得割の額が30万4,200円未満の方】

下記の①～③の書類をご提出ください。提出期限までにご提出がないと、平成27年7月～28年6月分の授業料をご負担いただくこととなりますので、必ず提出してください。

【平成27年度の市町村民税所得割の額が30万4,200円以上の方】

下記の「① 就学支援金確認票」のみを配付の封筒に入れて提出してください。
後日、授業料の納付のお知らせを送付いたします。

提出書類

ご提出は、配付の封筒に入れて厳封の上、
事務室に直接提出するか、事務室あて郵送してください。

- ① 就学支援金確認票
- ② 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書
- ③ 所得に関する書類（次の書類のうちいずれか）

保護者2名（父母）が市町村民税所得割を課税されている場合は、父母それぞれの書類が必要です。

（源泉徴収票は市町村民税所得割額が確認できないので、受け付けておりません。）

配偶者控除が確認できる場合は、配偶者の方の所得に関する書類は必要ありませんが、市町村民税所得割額が「30万1,200円」以上の場合は、配偶者の方の所得に関する書類（ア～ウ）のいずれかの書類が必要になります。

- ア 平成27年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー
- イ 平成27年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー
- ウ 平成27年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明の原本又はコピー
- エ 生活保護受給証明書の原本（平成27年7月1日以降の発行日付のもの）

提出期限

平成27年7月10日（金）

- 書類がそろいましたら、お早めにご提出ください。
- 期限までに提出できない場合は、必ず事務室までご連絡ください。

就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請が遅れたり、申請をしなかった場合は、支給が受けられず、授業料を納付していただくこととなりますので、ご注意ください（参考 授業料 全日制：年額118,800円、定時制：32,400円）。